

第 16 号議案

神戸市立六甲山牧場条例の一部を改正する条例の件

神戸市立六甲山牧場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立六甲山牧場条例の一部を改正する条例

神戸市立六甲山牧場条例（昭和50年 4 月条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第 5 条 [略] 2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。 (1) 牧場内の市長が定める区域に入場しようとする者(大人及び小人に限る。) 入場料 (2)～(4) [略] 3 前項第 1 号に規定する入場料の額は次の各号に掲げる者の区分に応じ	(利用料金) 第 5 条 [略] 2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。 (1) 牧場内の市長が定める区域に入場しようとする者(小学校就学前の者を除く。) 入場料 (2)～(4) [略] 3 前項第 1 号に規定する入場料の額は次の各号に掲げる者の区分に応じ

当該各号に定める額の範囲内において、同項第2号に規定する駐車料、同項第3号に規定する第4条の2第1項の許可に係る利用料金及び前項第4号に規定する第8条第1項の許可に係る利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

(1) 大人 1人1回につき600円

(2) 小人 1人1回につき200円

4～6 [略]

7 この条において「大人」とは、15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者をいい、「小人」とは、6歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者(大人を除く。)をいう。

別表（第5条関係）

(1) 駐車料

車両の種類	金額
[略]	[略]
自動車（大型自動車及び自動二輪車を除く。）	1台1回につき <u>1,000円</u>
[略]	[略]

(2)、(3) [略]

当該各号に定める額の範囲内において、同項第2号に規定する駐車料、同項第3号に規定する第4条の2第1項の許可に係る利用料金及び前項第4号に規定する第8条第1項の許可に係る利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

(1) 大人 (次号に掲げる者以外の者をいう。) 1人1回につき500円

(2) 小人 (小学生及び中学生をいう。) 1人1回につき200円

4～6 [略]

別表（第5条関係）

(1) 駐車料

車両の種類	金額
[略]	[略]
自動車（大型自動車及び自動二輪車を除く。）	1台1回につき <u>500円</u>
[略]	[略]

(2)、(3) [略]

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

神戸市立六甲山牧場の入場料及び駐車料の上限の額の改定に伴い、条例を改正する必要があるため。